

## 「第3次障害者計画(案)」及び「第5期障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)(案)」に関するパブリックコメントの結果

募集期間	平成30年1月5日(金)～2月5日(月)
資料の閲覧方法	役場など7か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
意見提出件数	18件(3人)

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
1	①	<p>第3次障害者計画 【P27】基本目標4 2-(3) 住まいの場の確保</p> <p>第5期障害福祉計画 【P22】5章1節3 居住系サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行動援護のある人の小規模施設かグループホームの数を保証してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 町の開設費用補助金を活用して事業所に働きかけ、重度者を含む様々な障害、年齢層に対応したグループホームの町内での設置促進を図ってまいります。</li> <li>▶ また、介護者の高齢化や障害の重度化等に対応し、入所が必要な重度障害者等については、施設入所支援サービスの確保に努めてまいります。</li> </ul>
2	①	<p>第3次障害者計画 【P15】基本目標2 2-(1) 医療提供体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 病院に通院するのが家族も本人も大変なため、訪問歯科や訪問内科のシステムが欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高槻市医師会・高槻市歯科医師会では、往診や訪問診療、訪問歯科診療ができる医療機関を紹介する相談窓口を設けています。</li> <li>▶ 今後も、医師会・歯科医師会等と連携し、在宅医療も含め、障害者が必要な医療を地域で受けやすい体制づくりを進めてまいります。</li> </ul>
3	①	<p>第3次障害者計画 【P36】基本目標6 2-(2)-③ バス利用の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉ふれあいバス 高齢者や妊娠されている方と障害者を分けてほしい。(大きな音や声を出すので)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 福祉ふれあいバスについては、対象者別のバスの確保は困難と考えますが、今後も運行方法の見直し検討を行うなど、より利用しやすい体制づくりに努めてまいります。</li> <li>▶ また、障害者の外出支援については、移送サービス(タクシー代助成)の見直し検討(チケット化等)も併せて行ってまいります。</li> </ul>
4	②	<p>第5期障害福祉計画 【P29】5章2節8 日常生活用具給付事業など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (計画文書 掲載項目の順不同ですが) 日常生活用具の項の実績・見込みの力所が特にわかりやすい例ですが、用具の具体をもうすこし詳しくあるいは欄外に用語解説などで示してほしいです。関心のある住民がすべての用語に精通しているとは限らず、介護保険計画のような欄外の解説などで説明を加え、住民により身近で参画しやすい計画として示していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資料編の「用語説明」において、日常生活用具の解説を追加します。その他の用語についても解説し、わかりやすい内容となるよう努めてまいります。</li> </ul>

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
5	②	<p>第3次障害者計画 【P26】基本目標4 2-(2)-④ 福祉用具の給付 第5期障害福祉計画 【P29】5章2節8 日常生活用具給付事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉用具については、ある日急病・事故等で突然、必要に迫られることがあります。できれば「みなし支給」で貸与及び、購入でき、事後でも費用を精算できるようにならないでしょうか。急に必要に迫られ、見積もり、購入後まで待てず、結局レンタルなどに頼る場合、出費がかさみます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現状では、補装具・日常生活用具の制度は購入前の申請、決定後の納品・支払いが原則となっております。なお、平成30年度から補装具の一部品目で貸与制度が開始されます。また、ケガ・病気等による治療段階においては、健康保険適用の治療用装具の適用が先行する場合も多く、相談段階で確認を行っております。</li> <li>▶ 福祉用具の支給を急がれる方に対しては、現状においても役場備品の車いす貸与によるつなぎ支援のほか、郵送でのやり取りや業者との調整等による手続きの合理化・迅速化を図っておりますが、今後もより利用しやすい制度運用に努めてまいります。</li> </ul>
6	②	<p>第3次障害者計画 【P36】基本目標6 2-(2) 外出・移動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 移送サービスやバリアフリーの課題で福祉ふれあいバスは、複数台にする、ノンステップバスにするなど、本来、自力歩行が困難な住民が利用することにより「自立した生活」に近づけることが求められる。自力でバスに乗車できる人には使いやすいが、阪急バスの先行例に倣ってほしい。さらに、重度障がい者の移送サービスには「チケット」導入急いでほしいです。月に利用できる回数上限額が決まっているのに、償還払い申請時に、タクシーで役場へ行かなければならない、とはナンセンスです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 福祉ふれあいバスについては、運行方法の見直しや対象者拡充等の検討を行うなど、より利用しやすい体制づくりに努めてまいります。</li> <li>▶ 移送サービスについては、チケット制の早期導入に向け、対象要件の検討やタクシー事業者との調整など、準備作業を進めてまいります。なお、移送サービスは、郵送申請にも対応しております。</li> </ul>
7	②	<p>第3次障害者計画 【P17】基本目標2 2-(3) 医療的ケアへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重症心身障害、医療的ケアを必要とする児童に対し、公立保育所・小学校での受け入れの努力をされていること、喀痰吸引講習への支援など、子育て支援課、教育委員会、福祉推進課それぞれができる事業を遂行されていることに、小規模町村の支援として驚愕するものがあります。全国でも立ち遅れているなか、島本町の取り組みは今後も続行してほしい。そのうえで、介護福祉士や保育士が講習を受ければ可能になると言われている医療行為、を優先するのではなく、看護職及び経験者を配置できる方向で、事業所への支援を進めてほしいと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 対象者の心身状況を踏まえ、看護師や喀痰吸引等研修を受けた介護職員など、適切な支援を行えるスタッフが配置されるよう、国のサービス費加算(医療連携体制加算・常勤看護職員等配置加算等)や町独自の加算・補助(医療的ケア対応特別加算・喀痰吸引等研修費補助)を活用しながら、事業所への働きかけや支援を行ってまいります。</li> </ul>

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
8	②	<p><b>第5期障害福祉計画</b></p> <p>【P14】4章2節1-(1) 児童発達支援センターの設置</p> <p>【P36】5章3節2-(2) 医療的ケアを必要とする児童に対するコーディネーターの配置</p>	<p>● 児童発達支援やコーディネーター配置は急がれますが、センター設置の折は、ぜひ当事者、保護者の意見を聴いて事業者を決めてほしい。まずは基幹支援センター(町)でネットワークやコーディネートの基盤をつくってから、事業者委託を検討する方向で進めてほしい。</p>	<p>▶ 「児童発達支援センター」については、町内事業所への働きかけを中心として、確保に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>▶ また、医療的ケアの必要な児童に対する「コーディネーター」については、今後設置する関係機関の「協議の場」において詳細を検討する予定です。</p> <p>▶ これらの取組にあたっては、障害者施策推進協議会や自立支援協議会、団体との懇談会等の場を活用し、関係機関・事業所、当事者団体等への情報提供や意見交換を行ってまいります。</p>
9	②	<p><b>障害者計画</b></p> <p>【P23-】基本目標4 1-(1) 相談支援体制の整備</p> <p>【P29-】基本目標5 1-(1) 雇用促進・就労支援の充実</p>	<p>● 就労支援の相談支援が、高槻市にしかなく、それも利用者が多く、まわりきらないという実状を聴いている。</p> <p>町内で、就職、継続支援、単身生活、グループホームへ移行、保護者の高齢化や親亡き後を想定しての精神面、就労を見通した支援が継続的に身近に行える事業所が欲しい。</p>	<p>▶ 今後整備する地域生活支援拠点等施設においては、総合的な相談支援をはじめ、地域移行やひとり暮らし等に向けた支援、緊急時受入れ、福祉人材養成等に取り組み、関係機関・事業所と連携しながら、町内の当事者・家族の地域生活を総合的・継続的にサポートしていく予定です。</p> <p>▶ 町では、地域生活支援拠点等施設をはじめ、就労支援機関やその他の関係機関と連携し、さまざまな障害や年齢層、ニーズに対応できる総合的な相談支援体制の構築を進めてまいりたいと考えております。</p>

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
10	③	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受動喫煙を社会的障壁とするために生活に制限を受ける者から社会的障壁を除去し、十全たる統合を果たそうという意欲が全く感じられない。受動喫煙を社会的障壁とする者とは呼吸器系疾患、がん、化学物質過敏症、受動喫煙症患者などである。これらの者は受動喫煙による体調への急性影響が顕著であるため、たばこ煙を含む環境下に滞在することが出来ない。受動喫煙環境は極めて過酷な環境であるため障害の程度が低い者に対してでも急峻な障壁として機能する。このような環境は島本町の至る所にあり、生活を制限する。</li> <li>● 受動喫煙症である私を例にとって説明する。自宅は集合住宅である。階下の住人が喫煙中であるかも知れず自由に窓を開けることが出来ない。開けた窓から副流煙が流入するのを回避するためである。また喫煙者を自宅に呼び入れることが出来ない。エアコンの清掃作業員の着衣から強いたばこ臭がしたため作業をせずに帰ってもらったことがある。移動に際しては、移動経路が制限される。喫煙所の周辺が通れない。島本町であれば両駅前ローソンがあり灰皿を設置している。ここで喫煙が頻繁になされ周囲の道路空間をたばこ煙が閉塞し、通行を妨害する。その他私有地や公園内、道路上での喫煙、歩きタバコなども経路を阻む。非常に注意深く観察し迂回するなどして回避に努めている。</li> <li>● 建物内は完全禁煙のものに限り入るがそれでも安全というわけではない。屋外の喫煙所から流入したたばこ煙や喫煙後の喫煙者の呼出煙への曝露が考えられるからである。実際、町議会の議場内で傍聴人らの呼出煙に曝露し傍聴を中断せざるを得なかったことがある。庁舎屋上の喫煙所で喫煙後時間を置かずに議場に入ったものと思われる。島本町はそもそも飲食店が少ないので当たらないかも知れないが、禁煙店は非常に少なく、十分に情報が提供されているわけではない。そのような店で会合があれば欠席せざるを得ず交流関係にも支障が出る。以上、不確定性が強く、対策が困難であることがお分かりいただけよう。昨年8月の町長席で山田町長に直接話したことも一部含まれる。</li> <li>● たばこ煙が社会的障壁になることについては、例えば『「障害者計画」及び「障害福祉計画」策定のためのアンケート調査報告書』の p.27 にも「一般の方の喫煙、歩きタバコによる副流煙が「外出するときに困ること」として挙げられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ いただいたご意見は関係部局と共有し、今後の計画運営、各種業務の参考とさせていただきます。</li> <li>▶ 受動喫煙防止対策につきましては、健康増進法等の関係法令に基づき、庁内の関係部局において総合的に検討してまいります。</li> </ul>

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
10 つづき	③	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● このような状況は世界水準に照らして見た時の、日本における公衆衛生政策の遅れと障害者施策の進歩とのねじれが招いたと考えられる。つまり2008年に発効した障害者権利条約(CRPD)については国内法の整備が一通り完了した一方で、それより以前2005年に発効したたばこ枠組規制条約(FCTC)の第8条に規定する受動喫煙防止対策については未だ実効性のある法整備がなされていないことに原因がある。たばこ煙の破壊的悪影響からの保護を目的とした公衆衛生政策の国内法整備の遅れが、受動喫煙環境を放置し、被害者を生み出し続けたのである。その一方で、障害者施策は「医学モデル」から「社会モデル」へと転換し、障害の原因を社会へと求める方向で進歩した。結果今や受動喫煙の被害者は障害者と言えるまでに至ったと考えられる。</li> <li>● 東京オリンピックを控え健康増進法の改正が議論されているが、厚生労働省が発表した1月30日の基本的考え方は「望まない受動喫煙」の防止を掲げる。つまり受動喫煙が許容される場合を認めるもので、国民を一律受動喫煙から保護するものではない。そのため今後も受動喫煙の被害者は増え続け、取り返しの付かない破壊的悪影響を受けることだろう。国の公衆衛生政策に期待出来ない以上、町が独自に障害者施策として取り組むべき課題である。</li> <li>● ついては受動喫煙障害者差別解消条例を制定し、喫煙は完全な私的空間に限る規制を敷くことを計画に加えられたい。なおこの規制は喫煙の自由と必ずしも相反するものではないことに注意されたい。喫煙の自由は人権の本質上、他者の生命や健康を害さないことを内在的制約とするが、これを顕在化させたものが非喫煙者の権利つまり受動喫煙を強いられない権利であるからだ。 以下、案について追加されたい点を述べる。</li> </ul>	(前掲と同じ)
11	③	<u>第3次障害者計画</u> 【P10-】基本目標1 1 障害者への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>● p.10「障害者への理解」について 受動喫煙が社会的障壁となりうることの周知を推進されたい。</li> </ul>	
12	③	<u>第3次障害者計画</u> 【P29-】基本目標5 1-(1) 雇用促進・就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● p.29「雇用促進・就労支援の充実」について 受動喫煙環境のために就労機会が制限されることがないように飲食店も含めた屋内の禁煙化を推進されたい。</li> </ul>	

連番	提出者番号	該当箇所	ご意見	町の考え方
13	③	第3次障害者計画 【P31】基本目標5 2-(2)-① 図書館サービスの充実	● p.31「図書館サービスの充実」 今はどうなっているか知らないが以前たばこ臭い図書が多かったため以来利用していない。このようなたばこ臭への曝露を三次喫煙という。このようなことがないように喫煙者の図書の取り扱いには注意を促されたい。	(前掲と同じ)
14	③	第3次障害者計画 【P35】基本目標6 2-(1)-① 公共施設のバリアフリー化	● p.35「公共施設のバリアフリー化」について 敷地内全面禁煙化を実施されたい。	
15	③	第3次障害者計画 【P35】基本目標6 2-(1)-② 道路・公園のバリアフリー化	● p.35「道路・公園のバリアフリー化」について 全面禁煙化を実施されたい。	
16	③	第3次障害者計画 【P35】基本目標6 2-(1)-③ 住宅のバリアフリー化	● p.35「住宅のバリアフリー化」について 集合住宅内での喫煙が周囲の入居者の安全な生活の障害になりうることの周知を推進されたい。	
17	③	第3次障害者計画 【P36】基本目標6 2-(2)-② タクシー利用の支援	● p.36「タクシー利用の支援」 禁煙タクシーであっても運転手が喫煙後すぐ乗車するとその呼気に含まれるタバコ煙がシート等に染み付き、残留たばこ物質として三次喫煙曝露する。非喫煙運転手の呼び出しが出来るようタクシー会社に働きかけして欲しい。	
18	③	第3次障害者計画 【P37】基本目標6 2-(3)-① 交通安全のための環境づくり	● p.37「交通安全のための環境づくり」について 路上等での喫煙の禁止、また私有地内に喫煙所を設ける場合であっても道路へたばこ煙が流出しないことを設置者に徹底させることを推進されたい。	